

## 規制シートの提出状況について

規制シートの当面の作成対象については、「規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日規制改革会議）」において、当面、平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成することとされている。現時点における～の区分ごとの規制シートの提出状況については、以下のとおりである。

規制の分類	第3期報告分 <sup>1</sup>	第4期報告分			合計
		第53回規制改革会議 (H27.11.19)報告分～ 第59回規制改革会議 (H28.3.9.)報告分 <sup>2</sup>	第61回規制改革会議 (H28.4.19.)報告分 <sup>3</sup>	小計	
平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、 法律の形式により制度化されたもの	4 <sup>4</sup>	33 <sup>5</sup>		33 <sup>5</sup>	37
規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する 規制所管府省の回答のうち規制改革会議において 再検討が必要と判断した規制	46	38	2	40	86
規制改革会議における審議事項に関連する規制		4	4	8	8
合計	50	75	6	81	131

1 平成27年5月17日までに提出された規制シートの数

2 平成27年5月18日から平成28年3月8日までに提出された規制シートの数

3 平成28年3月9日から平成28年4月18日までに提出された規制シートの数

4 通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成27年度に見直し時期が到来するもの

5 平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、省令の形式により制度化されたもの1件を含む